

本制度における「障害者法定雇用率達成事業者」について

- ✓ 本制度は、障がい者の雇用義務のない常時雇用する従業員が40.0人未満の事業所も対象としています。
- ✓ それらの事業所は国の算定方式に従うと、障がい者を1人も雇用していなくても「不足数0人」となり、本制度に申請した従業員40.0人未満の全ての事業所を「障害者法定雇用率達成事業者」として登録する不都合が生じます。
- ✓ この不都合を防ぐために、本制度では「法定雇用障害者数」の算定を次のとおり取り扱っています。
- ✓ 以下の算定式で必要な障がい者数を求め、1人未満の端数を切り上げた人数以上の障がい者の雇用が必要です。(管轄の公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の算定方法は、1人未満の端数は切り捨て。)
- ✓ そのため、「障害者雇用状況報告書」の障がい者の不足数が「0人」であっても、本制度では、達成事業者として登録することはできません。

【参考】

○法定雇用障害者数の算定式

$$\boxed{\text{法定雇用障害者数}} = \boxed{\text{企業全体の常用労働者の総数 (短時間労働者は0.5人)}} \times \boxed{\text{障がい者雇用率 (民間企業は2.5\%)}}$$

○本制度において必要な障がい者雇用人数

常用労働者数	法定雇用障害者数 (法律に基づく雇用義務)	障害者法定雇用率達成事業者 (本制度の配慮措置の対象)
1人～39.5人	雇用義務なし	1人
40人	1人	1人
40.5人～79.5人	1人	2人
80人	2人	2人
80.5人～119.5人	2人	3人
120人	3人	3人
120.5人～159.5人	3人	4人

※短時間労働（週20時間以上30時間未満）又は特定短時間労働（週10時間以上20時間未満）の障がい者を雇用する場合は、0.5人刻みとすることができます。例えば、常用労働者数が20人の事業所で短時間労働の障がい者1人を雇用している場合は、本制度の障害者法定雇用率達成事業者となることができます。